第 12 節　特殊料金

（鉄道駅バリアフリー料金）

第 140 条　次の各号に掲げる区間内相互発着となる区間に乗車する場合は、鉄道駅バリアフリー料金を収受する。

(1) 第 78 条第２項に定める電車特定区間及び第 80 条の規定を適用する区間（同条第１項第１号から第 10 号まで及び同条第２項の区間にかかるものに限る。）

(2) 東海道本線（新幹線）中東京・品川間及び名古屋・岐阜羽島間、東海道本線中豊橋・大垣間、武豊線、中央本線中多治見・名古屋間並びに関西本線中名古屋・四日市間

２　前項の規定により収受する鉄道駅バリアフリー料金は、次の各号に定めるとおりとする。

(1) 大人普通旅客運賃とあわせ収受する額

片道乗車あたり 10 円

(2) 定期旅客運賃（通学定期旅客運賃を除く。）とあわせ収受する額

１箇月　300 円

３箇月　900 円

６箇月　1,800 円

（乗車整理料金）

第 140 条の２　当社において特に必要と認める場合は、乗車整理料金を収受して列車の始発駅等における座席確保の取扱いをする。

２　前項の規定による乗車整理料金は、旅客１人につき 330 円とし、九州旅客鉄道会社線内相互発着となる区間の場合は 320 円とする。ただし、別に定める場合は、特定の額とすることがある。

３　前項の規定にかかわらず、団体旅客に対する乗車整理料金は、１人につき 100 円とし、第 111 条第２項の規定による無賃扱人員については収受しない。この場合、乗車整理料金は、団体乗車券によってあわせて収受することがある。

４　前各項の規定による取扱列車、取扱駅等については、別に定める。

（食堂車の貸切料金）

第 141 条　当社において運輸上支障がないと認めた場合は、団体旅客又は貸切旅客の申出により食堂車（ビュフェ式を含む。以下同じ。）を急行列車又は当社において特に認めた列車に連結し、次の各号の食堂車貸切料金を収受して貸切の取扱いをする。

(1) 全車のもの　１両１キロメートルにつき　160 円

(2) 半車のもの　同　70 円

２　食堂車の貸切料金は、食堂車の連結区間について、当該団体旅客又は貸切旅客の旅客運賃計算に使用した営業キロによって計算する。

３　食堂車の貸切料金の最低額は、50 キロメートルに相当する額とする。

４　食堂車の貸切料金は、団体乗車券又は貸切乗車券によって、あわせ収受する。

（専用線料金）

第 142 条　専用線（特定旅客の専用する側線をいう。以下同じ。）に旅客車専用扱の団体旅客の旅客車又は貸切車を連結した列車を運転する場合は、当該専用線の営業キロ（往復の場合は、打ち切って各別とする。）に対する貸切旅客運賃に相当する額を専用線料金として収受する。この場合、専用線の営業キロが 50 キロメートル未満であっても貸切旅客運賃の最低額を適用しないで、実際の営業キロによる貸切旅客運賃に相当する額を専用線料金とする。

２　前項の規定による専用線料金は、団体乗車券又は貸切乗車券によってあわせ収受する。

（車両の留置料金）

第 143 条　旅客車専用扱の団体旅客又は旅客車の貸切旅客の申出によって、その車両を指定して同一駅に滞留させる場合で、その滞留時間が６時間を超えるとき又は旅客の下車駅と異なる他駅に回送する場合で、下車駅の到着時刻から再び乗車する駅の出発時刻までに６時間を超えるときは、その超過時間について、次の各号の留置料金を収受する。

(1) 機関車　１両につき２時間までごとに　5,720 円

(2) 客車・電車・気動車・荷物車及び食堂車　同　1,980 円

２　前項の規定による車両の留置料金を団体乗車券又は貸切乗車券の発売駅において収受する場合は、団体乗車券又は貸切乗車券によって、あわせ収受する。

３　第１項の規定にかかわらず、機関車を留置して暖房を行う場合は、第 144 条の規定による機関車の暖房料金を収受する時間は、機関車の留置時間から差し引いて車両の留置料金を計算する。

（暖房料金）

第 144 条　当社において運輸上又は設備上支障がないと認めた場合は、旅客車専用扱の団体旅客又は旅客車の貸切旅客の申出によって、その滞留中の車両に対して機関車・暖房車又は定置暖房設備により暖房を行う。この場合の暖房料金は、２時間までごとに、機関車による場合は、6,380 円、暖房車又は定置暖房設備による場合は 3,200 円とする。

（旅客車専用扱又は貸切取消の場合の回送料）

第 145 条　旅客車専用扱の団体旅客又は貸切旅客に対して使用する旅客車その他の車両を他駅から回送した後、申込者の都合によってその申込を取り消した場合は、その回送区間及び返送区間の全営業キロについて、次の各号に定める車両回送料金を収受する。この場合、回送区間と返送区間の営業キロは、打ち切って各別に計算する。

(1) 機関車　１両１キロメートルにつき　650 円

(2) 客車・電車・気動車・荷物車及び食堂車　同　240 円

２　前項の規定による回送料は、保証金を収受したものにあってはこれを収受しない。

（暖房用機関車の回送料）

第 146 条　第 144 条の規定により機関車又は暖房車によって暖房するため、機関車をもよりの機関区等から回送し、若しくはもより機関区等へ返送するとき又は暖房車けん引用機

関車を運転するときは、その回送区間・返送区間又は運転区間の全営業キロについて、１両１キロメートルにつき 650 円を収受する。この場合、回送区間・返送区間又は運転区間の営業キロは、打ち切って計算する。